

周波数オークションの導入に関する 提案募集及び再提案募集の結果について

周波数オークションに関する懇談会 事務局

周波数オークションの導入に関する提案募集及び再提案募集の結果

1

提案募集の結果

総務省では、平成23年3月12日から同年4月28日にかけて、周波数オークションを導入する際に検討すべき論点について広く提案募集を実施した。この結果、34者から提案があった。提案者は以下のとおり。

提案者一覧

(五十音順) ※分類は事務局において便宜上設けたもの。

●通信事業者(10者)

イー・アクセス(株)、(株)ウィルコム、SES WORLD SKIES、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、スカパーJSAT(株)(放送事業者にも該当)、ソフトバンクグループ(ソフトバンクモバイル(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクBB(株))、西日本電信電話(株)、東日本電信電話(株)、UQコミュニケーションズ(株)

●放送事業者(10者)

朝日放送(株)、(株)コミュニティーエフエムはまなす、(株)シー・ティ・ビー・エス、(株)TBSテレビ、(株)TBSラジオ&コミュニケーションズ、(株)ニッポン放送、(株)文化放送、(社)日本民間放送連盟、日本テレビ放送網(株)、讀賣テレビ放送(株)

●海外関係者(2者)

在日米国商工会議所、米国政府

●メーカー(2者)

(社)情報通信ネットワーク産業協会、モトローラ(株)

●その他(2者)

ENOTECH Consulting, LLC、ルート(株)

●個人(8者)

池田信夫氏(情報通信政策フォーラム理事)、梅本聖氏(ホワイト&ケース法律事務所)、小森谷和信氏、多田光宏氏(京都大学防災研究所)、山田肇氏(東洋大学 経済学部教授) 他3名。

再提案募集の結果

総務省では、平成23年5月21日から同年6月3日にかけて、提出された提案に対する再提案募集を実施した。この結果、7者から再提案があった。再提案者は以下のとおり。

再提案者一覧

●通信事業者(2者) イー・アクセス(株)、(株)ケイ・オプティコム ●放送事業者(1者) 毎日放送(株)

●個人(4者) 小森谷和信氏、南堂久史氏、山田肇氏(東洋大学 経済学部教授)、 他1名。

意見

1.導入目的

- ・ 電波利用権を財産権として構築することにより、自由な経済活動を保障し、公正で能率的な電波の利用を図ることを目的とするべき。（小森谷和信氏）
- ・ 電波の使用の負担が今までより大きくなることによって最も電波を効率的に使える業者が落札すると思われるので、貴重な資源である電波がより効率的に活用される。（多田光宏氏）
- ・ オークションによる新たな電波の割り当ては各社が電波を有効活用するうえで最適な方法。（在日米国商工会議所）
 - ← オークションで電波を割り当てることと、電波を最大限に有効利用するということが、特に関係があるわけではない。（イー・アクセス（株））
- ・ 商用周波数のより効率的な割当を確実にするための取組を米国政府は強く支持。競争やイノベーションの促進を目的として、客観的かつタイムリーに、そして透明性、非差別性、技術中立性を確保した形で実施されるべき。オークション制度を活用することで、①特定周波数帯で採用可能な技術を規制当局者が評価するという考え方を排除すること、②周波数の「在庫」を排除すること、③スワップ、サブリース、その他の市場志向型の手法を通じてより効率的な周波数利用を促すことが推進される。（米国政府）
- ・ 新規参入と競争の促進。（多田光宏氏）
- ・ 既存業者に免許を配分する行政のバイアスを排除し、新規参入を促進する。（池田信夫氏）
- ・ 行政の介入する余地がほとんどなく非常に透明性が高く公平である。（多田光宏氏、同旨：在日米国商工会議所）
- ・ 国民が電波をいっそう有効利用し、電波産業が活性化して国際競争力を持つこと。周波数オークションの導入により、比較審査の4つの問題点（①電波帯ごとに異なるはずの経済的価値が配分に反映されない、②配分されても利用が進まない電波帯が生まれること、③新技術が生まれても参入が極めてむずかしいこと、④既存免許人には新技術に更改しようという意欲がなく、古い技術が何十年も利用され続けること）が解決される。（山田肇氏）
- ・ 導入目的に①「公共財としての周波数の利活用に資する」を加え、②「国民共有の財産を国民全体のために活用」、③「免許手続きの透明性の確保」の3点を主たる導入目的とする。特に①、②の観点から、周波数を使用する事業の公共性や地域性、更に文化性を阻害しないことが極めて重要。一方、「電波の経済的価値を反映した負担を求めることによる電波の能率的な利用」や「新たな財源とする」などは導入による副次的な効果であり、主たる導入目的としては相応しくない。（読賣テレビ放送（株））
- ・ 「経済的価値」や「電波の能率的な利用」など、経済合理性ばかりを偏重した議論ではなく、特に電波の公共性や社会インフラとしての機能についても敷衍した不足のない議論をすべき。また、海外事例を参考にすることも、机上の議論でよしとはせず、現実の日本市場の実態に即した議論を行うことが大切。（（株）TBSテレビ）

意見

1.導入目的

- ・ 諸外国の導入事例（成功、失敗の事例）を広く参考にし、ユーザー(消費者)の利益や電気通信市場の発展につながるものとなる視点が必要であり、我が国にとって最適な導入目的となるように検討することを強く希望。（KDDI（株））
- ・ 「電波の経済的価値を反映した負担を求めることによる電波の能率的な利用」について、新技術を取り入れ電波の能率的な利用を図るとともに、廉価な通信料金で新サービスを開拓し、ユーザーの利便性を高め、関連産業の経済効果に寄与してきた移動通信事業者に対して過大な負担を求めることにならないよう検討いただきたい。（KDDI（株））
 - ← 移動通信事業者は自己にとって過大な負担とならない範囲で入札すればよいので、周波数オークション制度が移動通信事業者に過大な負担を求めることになるというのは杞憂。（山田肇氏）
- ・ 「国民共有の財産を国民全体のために活用」については、「収益の使途」と合わせた検討が必要と考えられ、オークションの目的を電波利用の対価とするのであれば、国民の受益と負担の考え方から国民共有の財産で得られたオークションによる収入については、国民の受益と負担の考え方にに基づき、少なくとも電波利用環境の維持・向上のために活用していくことが適当。（KDDI（株））
- ・ 「電波の能率的な利用」、「透明性の確保」、「国民共有の財産を国民全体のために活用」に加え、「公平な利用の促進」を目的に含めて検討を行うべき。この4項目は、どれを重視するかによって「収入の使途」など、他の論点に大きく影響を与えるため、目的の優先順位等の検討を行うべき。（ソフトバンクグループ）
- ・ オークションの導入は、①免許手続きの透明性を確保すること、②免許割り当てを迅速に行うこと（貴重な電波を、割り当てが決まらないために遊ばせておくことは国民にとって遺失利益である。）を主目的とすべき。また、周波数オークション制度を「今」導入する目的としては、「携帯電話の高度成長が終わり、安定した今導入することで大きな混乱を避けて経験を積み、5年後、10年後といった将来に、無線を使った大きな技術革新（携帯に限らず、テレビやその他の全く新しいシステムが生まれてくるかもしれない）が起こった際に、世界に遅れることなく迅速に周波数を割り当て、迅速にシステムを立ち上げることで、長期にわたって日本の技術の国際競争力を確保すること」と考える。（ENOTECH Consulting, LLC）

意見**1.導入目的**

- ・ 国民共有の財産である電波を対象としているものであることから、導入する制度が必ず国民の利益となる論拠を国民に明示できるよう、制度導入の目的についてご議論頂きたい。（モトローラ（株）、**同旨：イー・アクセス（株）**）
- ・ 導入目的の検討にあたっては、オークション制度導入によるメリットのみを検討するのではなく、現行制度のメリットや現行制度の一部修正によるメリット等との比較により、オークション制度導入自体の是非について検討すべき。（イー・アクセス（株））
- ・ 導入目的を明確にすることによりオークションの在り方が決まるため、導入目的は十分に検討すべき。（（株）ウィルコム）
- ・ オークションの場合、一般的には多額の金銭を、事実上一度に支払うことになる場合は、従来それを予定していなかった事業者、特に小規模な事業者や新規参入予定者に対する影響が極めて大きいことを留意するよう希望。このような大きな制度変更の際は、導入目的を明確にしてください、その目的に沿った権利関係の整理及び電波利用料との整合性、重複した負担の排除といったことを議論いただきたい。導入目的の検討にあたっては、抽象的な文言の検討にとどめるのではなく、一つ一つの目的について、具体的な内容を吟味してその可否の検証を行うべき。**また、導入することによるデメリットについても、市場環境を踏まえて十分に検証を行うべき。**（イー・アクセス（株））
- ・ 「電波の経済的価値を反映」とあるが、同じ効用を持つと考えられる電波がオークション実施時期の経済状況の違いによって、ボラティリティが生じることが制度として適切なのかどうか検証すべきであり、オークション制度がより電波の経済的価値を反映した電波割当手段であるのか、現行制度との比較などを慎重に議論すべき。また、「免許手続きの透明性確保」、「国民共有の財産を国民全体のために活用」についても、現行制度との比較などを本懇談会で検証すべき。（イー・アクセス（株））

意見

2. 払込金の法的性格

- ・ 土地の所有権などの場合と同じく、一定の財産権の対価として授受される金銭 (国有財産の払下げの場合と同じ)。特別な給付に対する反対給付としてではなく課されるものであることから、税ではない。(小森谷和信氏)
- ・ 電波を利用する権利を賃借りするために払込金が必要。(多田光宏氏)
- ・ オークションで獲得した周波数の権利(利益)の法的位置づけは、一種の債権か、あるいは特許や許可とみるかなど、整理が必要。(梅本聖氏)
- ・ 電波利用料の一部とする。(讀賣テレビ放送(株))
- ・ 払込金の法的性格は、導入目的及び用途によって大きく異なるので、諸外国の状況を参考に電波を利用するために支払金を支払わなければならない理由の整理、特に、税、公物占用料、電波利用料などの他制度との切り分けの検討をするべき。(ソフトバンクグループ)
- ・ 導入目的を議論していく中で、明確になる。(株)ウィルコム)
- ・ オークションによって免許人に付与する権利の態様によって払込金の性格が規定されるものと考えるが、検討課題を詳細に洗いだしたうえ、「払込金の法的性格」を検証すべき。(イー・アクセス(株))

意見**3. 収入の使途**

- 国家財政の透明性と柔軟性の見地から、予算単一原則に従い、一般財源とすべき。(小森谷和信氏)
- 国民全体の公共的な目的を用途とした一般財源とすることが適当と考える。(読売テレビ放送(株))
- 大きな落札価格が予想されるとともに、震災の復興のために莫大な予算が必要になることから、一般財源とすべき。(多田光宏氏、同旨：山田肇氏)
- 電波関連以外に使われる場合には慎重な議論を要望。(西日本電信電話(株)、同旨：東日本電信電話(株))
- 現行の電波利用料の用途と同等とすることが適当。特に公共性を有する通信及び放送の一層の基盤整備の推進やその設備を社会的要請に基づき早急に強化する(事業性が低く公共性の高い場合等)ための用途とすることは、広く国民の利益に繋がり理解が得られるものと考え。(KDDI(株))
- 先般発生した大震災において通信インフラの脆弱性が問題となったが、国家セキュリティの観点からも、通信インフラの早期復旧・充実、さらにはより強固な通信インフラの整備が通信事業者の喫緊の課題となっていることから、通信事業者に対するオークション負担を極力軽減すると共に、オークション収入についてもこうしたインフラ建設に還元されるよう特定財源化されることが望ましい。(UQコミュニケーションズ(株))
- Cバンドの周波数(3.6GHz~4.2GHz)を、衛星サービスを保護する透明かつ適切なルールなく第4世代移動通信サービスにオークションする場合は、同サービスの移動や保護のための費用に充てるべき。(SES WORLD SKIES)
- 電波・周波数資源を徒に国庫の財源として扱われることがあってはならない。周波数オークションを実施した場合の収入は、電波の能率的な利用に資する為の財源として扱われなければならない。一般財源として扱った場合、電波・周波数資源全般を国庫の財源として濫用されるようになるおそれが考えられる。(個人3)
- 二者択一ではなく、柔軟に考えることも重要。(ソフトバンクグループ)
- 導入目的及び払込金の法的性格によってその選択が変わるので、十分に議論した上で決めるべき。(株)ウィルコム、同旨：ソフトバンクグループ)

意見

4.対象範囲
①対象とする
無線システム
について

- すべての帯域を対象にすべきである。(池田信夫氏)
- 対象範囲は、基本的には競願が発生する無線システムすべてを対象にすべき。そうしなければ、どれを対象にするかしないかという点に恣意がはいりこみ、これをめぐって利害対立が起こって時間がかかることになり、1. で述べた目的に反し、オークションを導入する意味がなくなる。(ENOTECH Consulting, LLC)
- 新規に周波数割当てを行う全てのシステムを対象とするべき。(梅本聖氏、同旨：在日米国商工会議所)
- 原則的には、国防・防災・航空管制など公的に利用される以外のすべての電波帯とすべき。これらのうち、①有効に活用されていない、②現在の利用技術に代替可能な新技術がある、③再免許の時期にある、といった電波帯を優先的に実施すべき。競願が発生するからオークションをし、発生しないからオークションを実施しないといった判断はすべきでない。オークションを実施して一者入札となれば、その者を落札者とし、入札金額を払わせれば良い。(山田肇氏)
- 放送等について、公共性を理由にオークションの対象外とするべきという意見が散見されるが、放送等の事業を行っている者は、ほとんどが営利を目的とする株式会社であり、公共性と市場原理が両立しないとはいえない。(小森谷和信氏)
- 周波数は、通信・放送の融合化が進んでおり、放送目的・通信目的に限らず生活のあらゆる分野での利用を前提に、すべての帯域においてオークション対象範囲を議論すべき。この際、導入目的によって、対象範囲は大きく異なるので、諸外国の状況も参考に検討すべき。(ソフトバンクグループ)
- 今後、通信と放送の融合が進むことを前提としたオークション対象範囲の在り方について検討すべき。(UQコミュニケーションズ(株))
- デジタル化、ブロードバンド化により、同じシステムで携帯電話、放送、自営通信などがサービスできる時代になってきている。したがって、従来の運用するサービスの種別による切り口ではなく、新たな切り口が必要。また、国民共有の財産であることから、現時点ではなく、将来にわたって、議論すべきであり、その中では、競合の有無の切り分けも変化していくものと考えている。(株)ウィルコム)
- 競願が発生する免許すべてを対象とする考え方もあるが、特定の分野(例えば地上系移動体通信のみ)とする考え方は公共性の有無といった観点でも合理的な理由とはいえないため、オークションの対象範囲及びその合理的根拠に関する本懇談会での議論を希望する。また、自営無線等、競願は発生しないがビジネスに使用している場合にはオークションの対象とするかしないか、その根拠についても本懇談会での議論を希望する。(イー・アクセス(株))
- 新規参入事業者は周波数有効活用の観点から狭い周波数帯域から事業開始し、加入者の増加等に応じて使用周波数帯域を増加させて行くものと想定されるが、周波数帯域増加等の際にオークションによって当該周波数帯域に全く異なるシステムが導入されることにより周波数有効利用に支障が来すような場合は、オークション対象から除外することを検討すべきである。(UQコミュニケーションズ(株))

意見

4.対象範囲 ①対象とする 無線システム について

- ・ 地上デジタルテレビ放送に干渉しないで利用できる新技術が実用化されつつあることから、地上デジタル放送の空きチャンネルについてはオークションの対象とし、新サービスのために提供するのが適当。空きチャンネルは放送区域ごとによって変わるため、特定地域内に限定してサービスを提供することができる。一方、地域ごとに別のチャンネル（空きチャンネル）に自動的に切り替えるようにすれば、全国サービスとしての提供もできる。どのような形態でサービスを提供するかは、入札者の自由とし、多様なビジネスモデルを許すべきである。（山田肇氏）
- ・ 対象はなるべく広いほうがよいが、試験的に適当な対象に限って実施するというのもひとつの方法。（小森谷和信氏）
- ・ オークションの収入（負担）とその用途との公平性の観点で考慮する必要がある。（KDDI（株））
- ・ 対象とする無線局は、オークション制度の適用を前提としたシステムに限定することが適当。（KDDI（株））
- ・ マイクロ無線など複数の免許人が共用する周波数帯は、同周波数を有効利用しており、オークション制度にはそぐわない。（西日本電信電話（株）、同旨：東日本電信電話（株））
- ・ 東・西日本電信電話（株）が法律上の責務を負う、山間地や離島などへのユニバーサルサービス提供のための無線局や防災対策用通信のための無線局は、通常の市場活動を超えるものであり対象にすべきではない。また、これらの無線局は安定したサービス提供を行う必要があり、再免許時のオークション実施は行うべきでない。（西日本電信電話（株）、同旨：東日本電信電話（株））
- ・ 周波数資源を利用する無線通信業務に関して、直接的に経済的利益に結びつかない業務も多数存在する。このような業務に、単に「競願が発生する」との観点から周波数資源の利用に対する税・公物占有料という思想を適用すると、結果的に電波の適正かつ能率的な利用が害されることになる可能性が危惧される。周波数オークションを実施するとしても、電気通信業務を行うことを目的とした無線局の様に周波数資源の利用が直接的に経済的利益に結びつく業務に限定されるべきと考える。（個人3）
- ・ 「放送」は、国民の知る権利に応じて健全な民主主義社会の発展に寄与し、非常災害時などにはライフラインとして情報伝達を行うという極めて重要な公共的役割を担っている。このような公共的役割を担う「放送」については、周波数オークションによる事業者選定はなじまないため、同制度の対象にすべきでない。（（社）日本民間放送連盟、同旨：朝日放送（株）、日本テレビ放送網（株）、（株）ニッポン放送、（株）TBSテレビ、（株）TBSラジオ&コミュニケーションズ、文化放送（株）、（株）毎日放送）

意見

4.対象範囲 ①対象とする無線システムについて

- ・ 放送の公共的役割を果たすためには、国の責務として、「放送用」及び「放送業務用」の周波数を確保した上で低廉なコストで電波を利用できるよう配慮すべき。（（社）日本民間放送連盟）
- ・ オークションにより電波利用料額が流動的になれば、デジタル化のためにすでに多大な設備投資を行っているテレビジョン放送事業者の経営への影響が大きい。これは番組の内容が貧しくなったり、継続できなくなったりすることに通じるため、放送に電波を割り当てている目的から逸脱する結果になる。（朝日放送（株））
- ・ 公共性や安定性（継続性）、エリアの地域性、文化の保持・発展などに果たす役割が大きい事業（例：基幹放送）の周波数は対象としない。（讀賣テレビ放送（株））
- ・ 特に基幹放送は、番組調和原則や番組種別の公表、災害放送など、高い公共性が求められており、あわせてマスメディア集中排除原則や外資規制などの規制も課せられており、これらの点を踏まえて検討すべき。（日本テレビ放送網（株）、同旨：（株）シー・ティ・ビー・エス）
- ・ 放送事業者は、番組を迅速かつ確実に視聴者に届けるため、自らが免許を持ってFPUや連絡無線、番組中継用固定回線等の「放送事業用無線局」を「放送」と一体不可分のものとして日常的に運用しており、これらについてもオークションの対象にすべきではない。（（社）日本民間放送連盟、同旨：朝日放送（株）、日本テレビ放送網（株）、ニッポン放送（株）、（株）TBSラジオ&コミュニケーションズ、（株）文化放送、（株）毎日放送）
- ・ 放送の社会的役割や運営継続の可能性の観点から、コミュニティ放送は対象にすべきではない。（（株）コミュニティエフエムはまなす）
- ・ 放送事業者の公共性については理解できるが、米国、英国等において、商業放送の新規参入がオークションにより決定されている事実もあるので、制度の対象となる範囲は、制度の導入目的に応じてゼロベースで検討をすべき。（イー・アクセス（株））
- ・ 衛星サービスは、①衛星サービスの「権利」は、国際的な調整に服するものであり、その内容をオークションの前に明示できないこと、②日本だけがオークションを行うと日本の衛星事業者は国際競争上不利になること、③各国がオークションを行うと、複数の国においてサービスを提供するために何度も対価を払うことになり、衛星事業者にとって過重な負担となることから、対象とするのは不適切であり、地上系サービスに限定するべき。多くの国でも、衛星サービスは対象外とされている。（SES WORLD SKIES）

	意見
<p>4.対象範囲 ①対象とする無線システムについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>衛星システムは、以下の理由から周波数オークションは導入すべきでない。</u> <ul style="list-style-type: none"> ① 衛星システムに用いる電波は、利用開始前は勿論、利用を開始した後も、外国の無線局との周波数調整が必要。その調整結果によって、周波数の利用条件は変化することとなるため、対象とする周波数のオークション時点での利用可能権益を、国が長期間に亘り保証することは困難。 ② 仮に国内のオークションで周波数の使用権を獲得しても、国際周波数調整の観点から実際にサービスを提供できるか否かは不確実であること。 ③ ITUに対する衛星システムの申請には使用開始期限があり、使用開始期限までにサービスを開始できない場合、その使用権は失われる。周波数調整及びオークションのプロセスを経て、期限内に衛星の製造、打上げを行なうことは極めて困難であること。 ④ 諸外国でも、衛星システムに関してオークションを導入している事例はほとんどなく、仮にわが国が先行的に導入すると、国内事業者の国際競争力が著しく損なわれる恐れがあること。（スカパーJ S A T（株）） ・ <u>特別衛星放送の周波数</u>が対象となった場合、落札価格の高騰が懸念されること、それによって現行の衛星放送事業者の経済的状況を著しく圧迫する可能性があること、さらには高額な落札価格が視聴料の上昇を招き、視聴者の負担増をもたらすことなど、様々なマイナス要因が想定される。専門チャンネル、多チャンネル等の多様性を有する<u>特別衛星放送の普及発展の観点から、行うべきではない。</u>（（株）シー・ティ・ビー・エス） ・ <u>国・地方公共団体等の公共機関の扱い</u>をどうするか。（ソフトバンクグループ） ・ そもそも<u>公共の財産である電波の周波数割り当てに、オークションという市場競争原理を用いること自体に合理性を感じられない。</u>（（株）シー・ティ・ビー・エス）
<p>②再免許時のオークションについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>電波利用権は、土地所有権と同様の自由で強力な権利とすべく、期限を区切るべきではない</u>ため、再免許は考えられず、オークションは初めの一回限りとするべき。（小森谷和信氏） ・ <u>法令等に基づき安定したサービス提供が求められる無線局については、再免許時にオークションを行うべきではない。</u>（西日本電信電話（株）、東日本電信電話（株）） ・ <u>放送については、オークションを実施することは、諸外国においても事例はなく、新規免許・再免許を問わず、オークションの対象にすべきではない。</u>（（社）日本民間放送連盟、同旨：（株）ニッポン放送、（株）TBSラジオ&コミュニケーションズ、（株）文化放送） ・ <u>放送に係る膨大な設備投資の実態や現実を考慮すれば、経済合理性の観点からも避けるべき。</u>（（株）TBSテレビ、文化放送（株））

意見

②再免許時のオークションについて

- ・ 免許の有効期間の度にオークションを適用することは、事業の継続性のみならず、安定したサービスの提供や公共性の維持を阻害する要因にもなりかねないため、再免許の無線局を対象としないことが適当。（KDDI（株））
- ・ 再免許時のオークションは、当該事業者が資格剥奪されるほどの問題がある場合を除き、必要ない。順調に運営されている限りは、無駄な手間とコストをかける必要はない。（ENOTECH Consulting, LLC）
- ・ 免許更新の都度オークションを実施すると、場合によっては、オークション前と同様のサービスの提供を受けるにも関わらず利用者の料金が大幅に上昇する恐れや、利用者へのサービス継続性が失われる恐れがあるため、再免許時においてもオークション制度は導入すべきでない。（スカパーJ S A T（株）、同旨：（株）シー・ティ・ビー・エス）
- ・ 再免許時のオークション実施により、これまで提供したサービスが中断する可能性がある。また、複数の周波数がオークションにかけられる場合には、事業を継続するための周波数を変更をせざるを得ない場合も考えられる。これらの場合、利用者の立場からは、突然サービスが停止され、利用できなくなることや、端末設備の変更を余儀なくされることが想定される。既存利用者に不利益とならないような配慮が必要。（（株）NTTドコモ）
- ・ 既存事業者が落札できなかった場合の事業継続性、ユーザの保護についての扱い、及び、落札者に事業継続させる場合の制度的仕組みについて検討すべき。（UQコミュニケーションズ（株）、同旨：イー・アクセス（株））
- ・ 既存事業者が落札できなかった場合に結果としてインフラの二重投資となることの是非について検討すべき。（UQコミュニケーションズ（株））
- ・ 再免許において落札されない可能性による事業継続性が不確定な制度下における設備投資促進方策を検討すべき。（UQコミュニケーションズ（株））
- ・ オークション導入前の既存事業者を対象とするものであれば、ユーザ保護を含む事業継続性及び新規設備投資が確保されなくなり、我が国のICTインフラの安定的な維持が出来なくなる恐れがあることから、検討の対象からは外すべきと考える。（UQコミュニケーションズ（株））
- ・ 既存事業者が所定の要件を満たしていれば継続して利用し、新たに空いた電波についてはオークションを行うべき。（在日米国商工会議所）
- ・ 自動的に周波数オークションを実施するのは、既免許人による既投資を無駄にする一方、新免許人には新たな投資を求めるので、経済的には適切でない恐れがある。したがって、割当てられた電波が有効に活用されているか、現在の利用技術に代替可能な新技術があるか、といった検討を行ったうえで、オークションの実施を決定するのがよい（もともとオークションにかけられた帯域を含む。）。免許の交付時から、再免許に際しては改めて周波数オークションを実施すると明示しておけば、免許人はそれを見越して投資するのだから、再免許時に自動的に周波数オークションを実施することができる。（山田肇氏）

	意見
<p>②再免許時のオークションについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>一度割り当てた電波が既得権益となることを避けるため、再免許時にもオークションを行うべき。</u>（多田光宏氏） ・ 買い占めをさせないためにも、各参加者毎に電波量・期間を限定し<u>利用状況に応じ再オークションを行う。</u>（個人1） ・ オークション導入前に開設されている<u>既存の無線局についても、オークションの対象とするか検討すべき。</u>（梅本聖氏） ・ 事業継続に対する期待権を保護すべきであり、再免許時にオークションを実施すべきではないとする考え方、免許期間を見直した上で再免許時にオークションを導入すべきとの考え方もあり得るため、本懇談会で議論していただきたい。ただし、再免許時にオークションを導入するのであれば、既存免許人が<u>再免許時までに投下した資本に対する補填方法</u>や既存割当周波数を使用してサービスを受けている<u>消費者保護等の既存免許人から新免許人への移行の問題</u>も本懇談会で議論すべき。（イー・アクセス（株））

意見

5. 制度設計 (1) 懸念事項を解決するためにどのような方策をとるべきか。

【①落札額の高騰懸念】

- ・ 周波数オークションを実施することにより、周波数資源の獲得の為の入札が過当競争化し、落札額が高騰することがあってはならない。落札額が高騰した場合、結果として電気通信事業者の経済的負担が過大となり、本来電気通信事業の利用者のために割かれるべき資本が減少し、結果的に利用者のサービスが低下することも予想される。これでは電波の能率的な利用という理念から逸脱した結果を招いてしまうので、過当競争とならない様、制度設計にあたっては十分留意すべき。(個人3)
- ・ 入札額の高騰は設備投資の抑制につながる可能性があり、結果として、サービスの低下ばかりでなく、新技術の導入を遅らせ関連産業の発展を鈍らせる等の懸念が挙げられる。海外での事例等も踏まえて、携帯電話関連産業全体への影響について検討が必要。(KDDI (株))
 - ← 周波数オークションが既に導入されている諸外国、特に米国においてスマートフォンに関連する新サービス・新機器・新技術が世界に先駆けて導入され、同国市場のみならず世界市場で高い評価を受けている事実をどのように説明するのか。周波数オークションが導入されていない、したがって関連産業の発展が促されているはずの我が国携帯電話関連産業が世界市場でわずかなシェアしか獲得していない事実をどのように説明するのか。(山田肇氏)
- ・ オークションにおいて落札額が高騰しない制度的担保の在り方を検討すべき。(UQコミュニケーションズ(株))
- ・ 落札額が高騰しないような制度設計が必要。落札額の高騰は、諸外国の例にもあるように、オークションにより周波数を獲得したものの、破たんし、結果して当該周波数を有効活用できない事態を招きかねない。また、そのような事態に至らずとも、落札額の転嫁により、MVNOに対する接続料等が高騰することも懸念される。(株)ケイ・オプティコム)
- ・ 土地バブル対策と同様の税制等の対策をとるべき。(小森谷和信氏)
- ・ 5MHz単位での周波数ブロックの設定、割り当て可能最大ブロックの限定。(個人2)
- ・ 世界中で落札価格が高騰した事例は特に近年ではほとんどないので心配ないと思われる。(多田光宏氏)
- ・ 落札額が高騰する心配はしなくてよい。米国などの過去の経緯からすると、参加者が慣れない最初のうちは適正範囲を超えて乱高下することがあるが、比較的すぐに落札額が「周波数の需給状況」をほぼ反映するように収束すると思われる。このためには、人気の高い周波数をいきなり売り出さず、もう少し小さいものから始めることが理想だが、それが無理な場合は、最初の乱高下はある程度覚悟して臨むことになる。(ENOTECH Consulting, LLC)

意見

5. 制度設計
(1)懸念事項
を解決するた
めにどのよう
な方策をとる
べきか。

- 私は、1996～98年にはオークションで携帯キャリアへの参入を目指していたベンチャー企業（ネクストウェーブ）に在籍し、オークションへの応募作業を行ったほか、オークション導入前の検討段階及びオークション定着の経緯も業界人の一人として見てきた。同企業は、「ベンチャー枠」を落札したものの、その後倒産した。「高騰した免許料を払えずに倒産」した過去の事例とされることもあるが、これは、オークションそのものの問題ではなく、「ベンチャー枠」参加企業に与えられた「免許料延払い特典」が問題だったことを、検討の際にはご理解の上で議論されることを希望する。なお、ネクストウェーブとFCCとの係争については、FCCと大手キャリア側の見方から報道されているものがほとんどだが、ネクストウェーブ側から見た事実経緯資料が必要であれば、2002年に詳細に日本語で書き、雑誌に寄稿したものを提供する。（ENOTECH Consulting, LLC）
- 落札額が高騰しないための制度設計について提案（論文を添付）。（池田信夫氏）
- 落札額が高騰することを避けるための方法（① 一挙に全体をオークションで決めるのではなく、逐次的に少しずつオークションを実施する。②取得者同士の売買（転売）を認める。ただし投機的な売買を防ぐために、転売差益については90%を没収。③4割（程度）以上の取得については、独禁法の観点から、無効とする。）を提案。（南堂久史氏）
- 高騰せず、逆に参加者がいない場合もあり得る。（（株）ウィルコム）
- 消費者は、多種多様な通信手段の中から、もっとも合理的と思われる手段を選択するため、落札額を消費者に転嫁しようとするのは、経営的な自殺行為である。落札額は消費者に簡単には転嫁できないということを前提に、入札者は周波数オークションに臨まざるをえない。それでも高騰したとしたら、それは経営者が判断を間違ったからであり、そのような経営判断のできない経営者を仮想して、落札額の高騰防止対策を取るのは適切ではない。（山田肇氏）

【②公正な競争の担保への懸念】

- 独占禁止法により防止できる。（小森谷和信氏）
- 特定事業者による買い占めを防ぐ必要があるケースでは、「参加ルール」の部分で「落札できる周波数MHz上限」を設ける。（ENOTECH Consulting, LLC）
- 買い占めさせないため、参加者ごとに電波量・期間を限定する。（個人1）
- 周波数を複数のスロットにわけて一スロット一社に制限したり、地域ごとに分けて制限するなど大手の買い占めを制限する方法は外国での事例がある。（多田光宏氏）
- 買い占めを防ぐには、周波数オークションの実施方法を工夫すればよい。たとえば、サービスエリアを分けてどちらか一方への入札しか認めない、二つか三つのスロットを同時に周波数オークションにかけ一つしか入札を認めない、新規事業者しか入札できない電波帯を作る、といった方法を取ればよい。（山田肇氏）
- 加入者一人当たりが使用できる帯域の公平性。（個人2）
- 特定企業による獲得周波数帯幅に限定を設ける等、公正競争を確保することが必要。（KDDI（株））

意見

5. 制度設計
(1)懸念事項
を解決するた
めにどのよう
な方策をとる
べきか。

- ・ 単純に落札額のみを決定項目として周波数オークションが実施されると、特定の多額の資本を持つ電気通信事業者が他の事業者への周波数帯域割り当てを阻むことを目的として当該周波数帯域を買い占め、結果的に他の事業者の業務を妨害することも可能となってしまう。これでは、電波の能率的な利用という理念から逸脱した結果を招いてしまう。この様な事態を防ぐため、当該帯域を落札した後の具体的なサービス展開を確約させる、またその展開が達成されなかった場合のペナルティを定めるなどの歯止め処置も併せて議論する必要がある。(個人3)
- ・ 弱小の新規参入者やベンチャー企業等の電波確保の方策、資金力のある特定事業者がオークションによって独占状態になることの是非、オークション対象事業者とオークション非対象事業者の公平な競争環境の在り方を検討すべき。(オークションが導入された場合は既存大手事業者が絶対的に有利にあり、小規模事業者の事業継続が困難になることも想定される。ついては、1事業者あたりの保有周波数帯域に上限を設ける等小規模事業者に配慮した制度設計をするべき。また、資金力のある特定事業者による独占状態にならないような配慮も必要。)(UQコミュニケーションズ(株))
- ・ 一番、議論すべき問題は、公正な競争が歪められないかであり、資金力のある企業による買占め、新規参入への障壁とならないよう公正競争条件の担保された制度設計が必要。(株)ウィルコム)
- ・ 一論点で扱う問題ではなく、電気通信事業制度全体で扱うべき問題。公正な競争の確保は、市場の寡占化が進みやすい通信市場においては、制度設計で第1に考慮すべき要素である。また、移動体通信事業においては、ブロードバンドの進展による高速化やトラヒックの拡大が見込まれ、保有する周波数帯の伝搬特性(質)と帯域幅(量)が競争力に直結するため、オークション制度の議論を行う前提として、公正競争を確保するための方策を周波数オークションの導入議論と同時に行うべき。現在、大手事業者がプレミアムバンド等を独占しており、公正競争の確保方策の議論なしにオークションが導入される場合、寡占化傾向が強まる。したがって、公正競争の確保を図るために、海外事例を十分に分析しながら、電波法令においても電気通信事業法と同様に競争促進に関する観点を導入し、その方策を本懇談会において策定すべき。(イー・アクセス(株))
- ・ 新規参入した経験からすると、オークションコストを回収し設備投資を行った場合、技術開発や競争力ある料金設定、積極的な設備投資は困難。現在の日本の移動体通信市場にオークションを導入することは、中規模の新規・新興事業者にとっては参入障壁となる。(イー・アクセス(株))
- ・ 参入機会が資金豊富な少数事業者に限定されることから、市場の寡占化を防ぐための措置が必要。(株)ケイ・オプティコム)

【③周波数の迅速な再編の支障に対する懸念】

- ・ 憲法第29条第3項、土地収用法等が参考になる。(小森谷和信氏)
- ・ 周波数が細分化されて使用され、再編時に調整等に時間を要することの是非。(我が国の電波利用を促進し、国際競争力を保持する観点から、政策的かつ弾力的な周波数再編が可能となるようなオークション制度設計がなされるべき。)(UQコミュニケーションズ(株))

意見

5. 制度設計
(1)懸念事項
を解決するた
めにどのよう
な方策をとる
べきか。

- ・ 落札者の立場で考えれば、多額の金銭の支払いが必要となる以上、周波数再編という将来の不確定な部分は極力排除するためにも入札時に明示すべきと考えるが、将来にわたり、無線分野の技術革新を予測する事は不可能であるため、本懇談会にて検証する必要がある。(イー・アクセス(株))
 - ・ 周波数再編は現在でも困難が伴う。「立退き」を余儀なくされる免許者に対して、オークション時の免許料の一部を補償金に充てるといった方法が可能になり、むしろ再編は迅速にできるようになる。(ENOTECH Consulting, LLC)
- <追加すべき論点等>
- ・ オークション導入により、電気通信サービスの公平かつ安定的な提供の妨げが生じないか。(東日本電信電話(株)、同旨：(株)NTTドコモ、イー・アクセス(株))
 - ・ 事業継続が困難になること、サービス高度化に遅れが生じること等のデメリット。(株)NTTドコモ)
 - ・ オークションコストが技術開発投資やインフラ投資に影響がでないことの検討。加えて、それが国際競争力を低下させることがないかの検証。(UQコミュニケーションズ(株))
 - ・ 今般の震災復興に努力する事業者に対して過度な負担とならないようなオークションの在り方。(UQコミュニケーションズ(株))
 - ・ 消費者にオークションの価格が転嫁されないか。(梅本聖氏、同旨：UQコミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ)
 - ・ 競争セーフガード(経営資本が比較的潤沢ではない会社や新規参入事業者にとって、周波数オークションは不利であり、資金豊富な事業者による周波数独占が懸念されるため競争政策における既存事業者と新規事業者の扱いや、既存事業者間における支配的事業者とその他の事業者の扱いについてどう考えるか詳細な議論が必要。)(ソフトバンクグループ)
 - ・ 支払額が高額である等の理由で参入障壁となり、空き周波数が生じ、周波数利用効率が低下しないか。(ソフトバンクグループ)
 - ・ オークション帯域と非オークション帯域における不公平が生じない処置等の担保をどうするか。(ソフトバンクグループ)
 - ・ オークション事業者の電波有効利用が十分でない場合の扱い(電波の返却あるいはペナルティの是非、オークション払込額の扱い等)(UQコミュニケーションズ(株)、同旨：梅本聖氏)
 - ・ 電波の遊休化防止策(遊休化している場合は、利害関係者の申立てにより再オークションが可能となる制度を設けるべき。)(小森谷和信氏)
 - ・ 公共財としての周波数の利活用に資することを担保する制度とすべき。(読賣テレビ放送(株))

意見

**5. 制度設計
(2)具体的な
実施方策をど
のようにすべ
きか。**

- ・ オークション導入については、公平な競争環境や新規参入を阻害したり、新サービス・新産業や雇用の創出を妨げるおそれがあり、産業政策、ナショナルセキュリティ及び消費者の視点から十分に検証することが必要。（（社）情報通信ネットワーク産業協会）
- ・ 周波数オークションの導入は、免許人の事業計画、利用者への提供料金等に非常に大きな影響を与える恐れがあることから、周波数オークション導入の検討に際しては、免許人の意見を十分踏まえることが必要であると考え。（スカパーJ S A T（株））

【①オークションの参加資格】

- ・ 電波を有効に利用する意志と能力のある事業者に限定すべき。（個人2）
- ・ 落札者の倒産などの問題を回避すべき。（梅本聖氏）
- ・ オークション制度であっても事業計画の実現性、周波数の能率的な利用等、基本的な要件を満たす者を参加資格とすることが、早期にかつ確実に国民の利便性につながると考える。入札の参加資格を審査する仕組みを設けることについて、検討されることを希望。（KDDI（株））
 - ← 落札するに十分な資金力がある事業者が落札し、その落札者が落札後速やかに事業を実施し利益を獲得しようとするのであるから、事業計画の実現性、周波数の能率的な利用等の基本的な要件をあらかじめ審査することは不要。（山田肇氏）
- ・ オークションによる電波取得が投機的な資金の受け皿となり、結果として電波が死蔵されることがないようにオークション参加資格者は当該電波を利用して事業遂行を行う能力を持つ者に限られるべきであり、その事業遂行については一定の義務を課するべきと考える。（UQコミュニケーションズ（株））
- ・ 透明性及び公正競争を確保するという観点で、本懇談会で議論するよう希望。移動体通信市場は、保有する周波数帯の伝搬特性（質）及び帯域幅（量）が競争力に直結している。そのため、既にある周波数帯において一定の帯域幅の免許を有する事業者の参加を制限する総量規制といった仕組みや新規参入・新興枠の設定等の検討も希望。（イー・アクセス（株））
- ・ 国家セキュリティの観点から、日本の通信政策にとって問題となるような反社会的勢力等による入札の是非を検討すべき。（UQコミュニケーションズ（株））

【②入札すべき内容(払込金の絶対額等)】

- ・ 入札代金額、対象となる周波数及び地理的範囲など。（小森谷和信氏）
- ・ 入札すべき内容は、払込金の絶対額とすることが適当と考える。（KDDI（株））
- ・ 「オークションによって免許人に付与される権利」を明確にした上での議論が必要。（イー・アクセス（株））

意見

5. 制度設計
(2)具体的な
実施方策をど
のようにすべ
きか。

【③最低落札価格の設定】

- ・ 同一規模数カ国の調査により決めればよい。(個人1)
- ・ あまり安く落札されても困るので、収益現価法等を用いて、一応最低価格を定めるべき。(小森谷和信氏)
- ・ 経済的価値以下の入札をどう扱うか。(ソフトバンクグループ)
- ・ 落札額が低ければ低いほど初期投資費用を抑えることが可能となり、消費者に提供する価格も下げることが可能となるため、最低落札価格は設定すべきではないとする考え方や、オークションの入札回数削減や入札希望者に一定の価格相場を理解するためにも最低落札価格の設定に肯定的な考え方もあり得るため、本懇談会で整理することを要望。最低落札価格を設定すべきとなる場合には、海外の事例の十分な分析をもとに、透明性、合理性のある設定手続を本懇談会にて議論、提言することを希望。(イー・アクセス(株))

【④入札方法、入札状況の公表方法】

- ・ 複数帯域において同時にオークションを行うことの是非。複数帯域セットオークションの是非。(ソフトバンクグループ)
- ・ 民事執行法等が参考になる。(小森谷和信氏)
- ・ 電子入札システムの開発が伴う場合、高い信頼性やセキュリティ等が要求されることが想定され、これらの構築・維持コストと将来実施されるオークションの頻度等、費用対効果の観点で検討が必要。(KDDI(株))
- ・ ← すでに国有地については、頻繁にオークションが実施されており、各省庁における物品の調達についても入札が多数実施されていることから、本提案は検討する必要がない。(山田肇氏)
- ・ 行政コストが最小となる入札方法・入札状況の公表方法等の在り方(UQコミュニケーションズ(株))
- ・ 海外の事例の十分な分析をもとに、より透明性が担保された方法の議論が必要。(イー・アクセス(株))

意見

5. 制度設計
(2)具体的な
実施方策をど
のようにすべ
るか。

【⑤一定のエリアカバー率の義務付け】

- ・ 大都市部等に偏ったサービスとならないように、エリアカバー率の義務付けは必要。(KDDI (株))
- ・ 事業開始期限、エリアカバー率等の義務付けの是非、地域分割したオークション実施の是非、クリームスキミング防止方策(周波数の有効利用の観点及びクリームスキミング防止の観点から全国エリアカバー及び一定のカバー率を義務付けるべき。)。(UQコミュニケーションズ (株))
- ・ 投機的な入札を防ぐ観点から最低限のエリアカバー率義務付けの考え方は継続すべき。(イー・アクセス (株))
- ・ NTT等の電気通信に関する施策等が参考になる。(小森谷和信氏)
- ・ 落札者は、落札額を回収するために最善の努力をするはずであり、それを前提とすれば、一定エリアカバー率の義務化等は不要となる。(山田肇氏)
- ・ 不適切な入札者を排除するためにエリアカバー率を落札者に対する条件として設定するという考え方もあり得るが、エリアカバー率の義務付けの合理性、カバー率の設定方法について本懇談会で議論すべき。(イー・アクセス (株))

【⑥ネットワークの他事業者への開放の義務付け】

- ・ ネットワークの他事業者への開放の義務付けは、落札者の経営に負の影響を与えるため、適切ではない。しかし、政策上、義務付けがどうしても必要と判断される場合には、周波数オークション実施の前に、新規に建設するネットワークは他事業者への開放が義務付けられる、と明示すればよい。(山田肇氏)
- ・ 現行のMVNOガイドラインを適用することが適当と考えるが、オークションの導入に伴い、MNOとMVNOの権利、義務等の観点で、ガイドライン見直しの要否について検討が必要。(KDDI (株))
- ・ 現在は、プレミアムバンド、国際調和バンドといった利用価値の高い周波数については、大手事業者によって独占されている状況。「公正競争の確保」を踏まえれば、当該周波数を使用したネットワークの周波数割当て事業者(MNO含む)への開放義務付けをすべき。(イー・アクセス (株))
- ・ 獲得した周波数の一部をMVNO用に開放するよう義務付ける制度の導入を提案。併せて、MVNOに当該周波数を貸し出す際の料金には、オークションの落札額をそのまま転嫁することを認めず、一定の上限を予め設定しておくことも、MVNOの負担を軽減する上で必要なルール。周波数は国民共有の財産であるため、市場の活性化を第一に、利用料低廉化や技術革新を促進し、最終的には国民一人一人の利益向上に繋がっていくものとするのが何より重要。((株) ケイ・オプティコム)

意見**5. 制度設計
(2)具体的な
実施方策をど
のようにすべ
るか。****【⑦落札者による払込金の納入方法】**

- ・ 金銭で一括納付。(小森谷和信氏)
- ・ 一括払いかあるいは年・月払いとするか検討が必要。(梅本聖氏、同旨：ソフトバンクグループ) 分割払いとする際、金利は発生するのか。また、オークション参入者への財務資本の確認はどうあるべきか。(ソフトバンクグループ)
- ・ 一次払いとすると、有効利用されない周波数が転売目的などで、塩漬けにされるおそれがある。毎月あるいは毎年一定額を支払う方法であれば、有効に利用されない周波数を回収できる余地が広がる。(梅本聖氏)
- ・ 海外の事例の十分な分析をもとに、落札事業者の事業運営に支障とならない納付方法を検証すべき。(イー・アクセス(株))

【⑧落札者における払込金の会計処理方法】

- ・ 「払込金の法的性格」の論点と合わせて検討が必要。(KDDI(株))
- ・ 電波利用権として資産に計上して、減価償却はしない。ただし、一定の場合には、電波利用権の市場価値の変動を考慮する。(小森谷和信氏)
- ・ オークションによって認められる権利に関する議論をベースに、会計実務、税務を考慮した方法とその可否を検証すべき。(イー・アクセス(株))

【⑨談合等不正行為の防止方法】

- ・ 独占禁止法、刑法等により十分防止できる。(小森谷和信氏)
- ・ 例えば、落札の取り消しや一定期間の入札資格の停止等、オークション制度のなかで罰則を設けることで措置可能と考える。(KDDI(株))
- ・ 海外の事例の十分な分析をもとに、オークションの具体的方法に関する可否の検証を本懇談会にて行うべき。(イー・アクセス(株))

意見

5. 制度設計
(2)具体的な
実施方策をど
のようにすべ
きか。

<追加すべき論点等>

- ・ (公正な競争と関連して) 量的規制(マクロキャップ)を実施すべきか。(梅本聖氏)
- ・ 特定の事業者による買い占めを防止するため、周波数を複数のスロット分割し、1者の入札可能なスロット数を制限してはどうか。(多田光宏氏)
- ・ 落札額に上限を設定すべきか。(なお、上限を設定すると、オークションの意味がなくなるので設けるべきではない。)(多田光宏氏、同旨：山田肇氏)
- ・ オークションは誰が実施するか。(本省か、免許手続きとあわせて各地方総合通信局が行うのか、あるいはそれ以外か。公正を期するために第三者を関与させるか)(梅本聖氏)
- ・ サービス開始時期の義務付け。(ソフトバンクグループ)
- ・ 用途を限定することの可否。(ソフトバンクグループ)
- ・ オークション対象電波の利用目的等を限定することの是非、また限定する場合の判断基準、判断方法。オークション落札後の利用目的等の変更の是非。(UQコミュニケーションズ(株))
- ・ 導入システムの義務付けの可否と技術基準の位置づけ。(ソフトバンクグループ)
- ・ 電波の技術基準、ガードバンド等の義務付けの範囲(UQコミュニケーションズ(株))
- ・ 導入システムの義務付けについては、新たな市場を創出するという観点から緩和する方向と考えている。現行の制度から新しい制度への過渡期の整理をどのようにしていくのか整理することも重要と考える。(株)ウィルコム)
- ・ 電波を取得した事業者は、その電波を有効活用するために必要となる技術を自由を選べるようにすべき。(在日米国商工会議所、同旨：ルート(株))
- ・ 技術を指定しない「帯域免許」とすべきである(池田信夫氏)
- ・ 利用する技術および利用方法の指定のあり方。(落札者が最善の努力で進めるビジネスを阻害する条件を付すのは適切ではない。周波数オークションにかかる電波帯の用途を「通信」「放送」「通信及び放送」程度に指定することは構わないが、それ以上の詳細については、落札者に委ねるべきである。どの技術が最適かは落札者が選択すればよい。)(山田肇氏)
- ・ 隣接帯域への干渉条件はその帯域の価値を決めることともなること、干渉条件は技術によって異なることを考慮すると、導入技術を全く落札者の任意とすることは困難であり、入札時には前提となる技術が決定されているべき。現行と同様に、オークション対象の周波数と隣接する無線システムとの混信回避、及び周波数の有効利用等を予め対象周波数の技術的条件に定めた上で、そのルール範囲内で導入技術を選択することが必要。(イー・アクセス(株))

意見

5. 制度設計
(2)具体的な
実施方策をど
のようにすべ
きか。

- ・ 期間内に免許を手放した場合の次回オークションへの参加資格はどうあるべきか。(ソフトバンクグループ)
- ・ 周波数の国際協調、ガードバンドや干渉調整を考慮して周波数の割当て単位をどう考えるか。(ソフトバンクグループ)
- ・ 移動体通信の周波数帯の決定にあたっては、国際競争力の向上を考慮した上で、可能な限り国際調和が保たれた周波数の配置方法とするべき。オークションが行われる場合においても、この配慮は周波数帯の価値を上げるものとする。
(イー・アクセス(株))
- ・ オークションの対象とする周波数ブロックの決定にあたっては、国際的なブロードバンド化の動きにも対応し、より高速なブロードバンド環境を推進するためにも、ある程度の周波数幅を確保することが重要。(KDDI(株))
- ・ オークション対象地域は、全国一律か、地域別か。(ソフトバンクグループ)
- ・ オークションを導入する場合、制度の有効性を検証するための試験的導入の可否。(ソフトバンクグループ)
- ・ 全くの新技术であればトライアルでのオークション実施も考えられるが、市場が成熟しつつある移動体通信において、トライアルはなじまない。(イー・アクセス(株))
- ・ 安定的にシステムを運用するためには、隣接帯域との間で有害な干渉が生じないように、オークションの実施前に技術的な検証を行うことが必要。このことは、オークションの対象となるシステムが事前にある程度の範囲で決められるということの意味する。一方で、免許期間中に、より周波数利用効率の高いシステム、技術が新規開発・実用化される可能性が高く、このような場合、周波数の有効利用を促進するためには、運用者は積極的に新たな技術、システムに置き換えていくべきと考える。オークション時の対象システムの範囲の決め方や、隣接業務への影響を踏まえたうえで、技術の将来拡張の仕方についての検討をしていく必要がある。(株)NTTドコモ)
- ・ オークションを導入する場合、落札希望者は、対象となる周波数帯域の経済的価値を事前に分析しておく必要があることから、当該帯域の伝搬特性や隣接業務との関係性、グローバル性などの情報共有が必要不可欠。いかにして事前に国民に公平に情報を共有するのか、事前検討のために、情報公開からオークション開始まで、どの程度の期間を設けるのが適切なのか、具体的にどのような情報を共有すべきなのか、等々の検討が必要。(株)NTTドコモ、同旨：イー・アクセス(株))
- ・ 仮にオークション実施後に想定していない干渉(国内での干渉問題のほか、近隣諸国との干渉問題の可能性も想定される。)が発生した場合、国としてどのような対策を講じるのか検討すべき。(株)NTTドコモ、同旨：イー・アクセス(株))
- ・ 払込金の入金以降で入札時には想定外の追加負担が発生しないような措置、例えば干渉対策等の制約事項は予め将来において明示したうえで、入札が行われるべきであるとの考え方もあり、本懇談会による整理が必要。(イー・アクセス(株))
- ・ オークションの対象とする周波数について、将来(中長期)に渡って対象となる周波数を予め公表する仕組みの必要性。(KDDI(株)、同旨：イー・アクセス(株))

意見

**5. 制度設計
(2)具体的な
実施方策をど
のようにすべ
きか。**

- ・ 制度設計には、公平でどの周波数にでも利用できる「オークションプラットフォーム」を設計するための項目と、「携帯電話向け周波数をどのように割当てて業界をどういう形にもっていくか」という「業界政策」のための項目を分けて考えるべき。
 汎用的なオークション・プラットフォームの設計は、極力シンプルにすべき。希望する周波数ブロックを指定し、その金額を入力するだけ、とする。（なお、米国の「マルチラウンド方式」をモデルに考えるが、他にもっと適したやり方があるかもしれない。）払込金の納付方法や時期、および談合防止のための施策も、なるべくどの周波数でも同じにできるように統一し、ルールを簡素化して、繰り返せば参加者が経験値を積めるようにする。
 参加資格、最低落札価格の有無、設備建設義務、ネットワーク開放義務などは、いずれも「個別の周波数帯の目的や状況に合わせて個別に考える」カスタマイズ事項となる。LTEに関して言えば、いくつかの周波数ブロックに「開放義務の有無」「エリアカバー義務の達成時期」など、異なる条件を付与して、「グレードの違う商品」が並んでいる状態にするのがよい。既存顧客の少ない小規模な事業者や新規参入者は大手と全く同じ条件の周波数幅は必要なく、種々の制約があつてより安く入手できることが有利であり、これにより競争状態を無理なく確保できると考える。（ENOTECH Consulting, LLC）
- ・ 米国で実施が予定されている放送帯域のインセンティブオークションについてどう考えるか。（ソフトバンクグループ）
- ・ 具体的な実施方法、特にその実施における義務付け事項は、オークションを既に導入している諸外国の例も十分検討し、オークション前、オークション時、オークション後の整合性を図ることが重要。（ソフトバンクグループ）
- ・ 制度の目的に応じて、活用可能となるよう現行制度とオークション制度は両立すべき。（イー・アクセス（株））
- ・ 以前に中国が日本の水源や軍事基地近辺の土地を買い漁るということがあり、このようなリスクを避ける設計をすべき。転売などのマネーゲームに巻き込まれないよう、以下の制度を提案する。

 - ①落札者にレンタルするというシステムにする。契約違反（転売目的での他人への譲渡）をした場合には、電波を取り戻すことが可能。
 - ②事前に使用目的を審査。国益にくみするものだけオークションに参加可能。
 - ③事情があつて使用目的を変更する場合には、公開の場で再審査。その場合にも国益にくみするものだけ許可。
 - ④やむをえない事情により、使用目的通りに遂行できなくなったら、電波は国に返却して再オークション。一定の条件で定まる金額が返却者に戻る。
 - ⑤カルテルを行った者は次回からオークションへの参加を禁止。（個人4）

意見

6. 二次取引

- ・ 柔軟な電波利用を促し、最新の技術を導入するため、認められるべき。（在日米国商工会議所）
- ・ 事業環境の変化、技術革新に柔軟な対応をし、電波資源の死蔵を避けるため、認めるべきである。（ルート（株））
- ・ 電波利用権を強力な権利として構築し、市場原理を最大限活用するため、電波利用権は無期限とし、転売は容認すべき。（小森谷和信氏）
- ・ 最初に落札した企業が事業に失敗しても、電波を転売することによって、電波が有効利用されやすくなる。（多田光宏氏）
- ・ 転売目的の二次取引以外に、承継・譲渡等による二次取引があるため、二次取引自体は、認めざるをえないと考えるが、オークション参加資格を有しない者が取得する等の抜け道がないようルールが必要。（（株）ウィルコム）
- ・ 落札額が高騰する要因となり、国民全体のための電波の活用の弊害となることから認めるべきでない。（東日本電信電話（株））
- ・ 落札額の高騰を招き、安定したサービス提供の支障となる可能性があることから、禁止を要望。（西日本電信電話（株））
- ・ 単なる投機目的での落札を防止するため、転売について規制を設けることが必要。（KDDI（株））
- ・ 転売・投機目的で入札し、二次取引を行うことの是非（UQコミュニケーションズ（株）、**同旨：イー・アクセス**）
- ・ 二次取引（転売）は原則禁止すべき。（讀賣テレビ放送（株））
- ・ 二次取引を認めた場合、オークションで一定の周波数帯を取得した後、当該周波数帯の利用を開始せずに、転売目的で価格の上昇を待つ免許人が現れることも予想され、周波数の有効利用につながらない場合もあると考えられることから、二次取引は認めるべきでない。（スカパーJ SAT（株）、同旨：個人3）
- ・ 現行制度においても、全部であれば総務大臣の許可により譲渡が可能であることを考慮すると、オークションにより取得された周波数帯の免許人の権利を現行よりも強いものとするれば、二次取引を認めることが適当ではないかと考えるものの、この二次取引の態様には、全部譲渡又は一部譲渡のほか、全部又は一部についての使用権の設定（貸借）も考えられるため、本懇談会で詳細に議論して頂きたい。その際には、投機によるサービス開始の遅れの防止といった観点も考慮し、また、二次取引における電気通信紛争処理委員会等によるあっせんや仲裁制度の活用の必要性も議論されることが必要。二次取引に関する議論は、オークション対象外の周波数への適用可能性についても、あわせて本懇談会で議論されるべき。（イー・アクセス（株））
- ・ オークション帯域における権利、義務を十分整理することが重要。（ソフトバンクグループ）

	意見
<p>6. 二次取引</p>	<p><追加すべき論点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転売の他に、<u>転貸、担保、信託</u>などの目的とする余地を認めるか。（担保権が設定できるのであれば、オークションの資金調達が容易になることが見込まれる。）（梅本聖氏） ・ 電波の二次利用（<u>また貸し</u>）についての検討が必要。また、オークション制度下の免許の承継の仕組みについては、検討が必要。（KDDI（株）） ・ 二次取引を認めるべきかの議論に連動して、以下の事項についても議論する必要がある。 <ol style="list-style-type: none"> ① 二次取引をする場合の<u>監督官庁の事前許可の是非</u> ② 二次取引された場合の<u>義務付け事項や導入システム変更の是非</u> ③ <u>二次取引目的の参入をどう防止するか。</u> <ol style="list-style-type: none"> i) 落札事業者が事業撤退をした場合、義務不履行による罰則規定の可否 ii) 転売目的の入札が出来ないように一定期間は転売ができない措置等の扱い（ソフトバンクグループ） ・ 周波数を細分化しての二次取引の是非等、二次取引を認める場合における制約条件の可否と内容。（投機的な電波取得や、将来の周波数再編や周波数有効利用を妨げる<u>周波数を細分化しての販売を回避する仕組み</u>の導入が必要と考える。）（UQコミュニケーションズ（株））
<p>7. 電波利用料制度との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ オークション対象電波における<u>電波利用料賦課の是非</u>。（UQコミュニケーションズ（株）、同旨：ソフトバンクグループ） ・ 電波行政にかかる費用を支弁するため、<u>一定の利用料を徴収することは、受益者負担の見地から可能</u>。（小森谷和信氏） ・ <u>周波数オークション導入と電波利用料制度とは直接関係するものではなく</u>、周波数オークションを導入しても電波利用料は取り続けるか否かをあらかじめ決め、それを前提として入札すればよい。（山田肇氏） ・ <u>電波利用料は廃止</u>して、混信対策などの予算が必要な場合に応じて一般会計から出す。（多田光宏氏） ・ <u>電波利用料制度の機能の一部</u>とする（特定ケースに限定した役割とする）。（讀賣テレビ放送（株）） ・ 現在の電波利用料制度は、長年の議論を経て一定のコンセンサスに至ったものであり、こうした限定的・試行的な周波数<u>オークション制度の議論と連動して電波利用料制度を検討することは適切でない</u>。（（社）日本民間放送連盟）

意見

7. 電波利用料制度との関係

- ・ 電波利用料は、不法電波の監視等、無線局全体の受益を目的として行う電波利用共益事務のための費用として始まっている。その趣旨や性格に鑑みれば、市場原理や経済合理性を根本とするオークション制度と絡めて、料額を算定することはなじまない。双方は切り離して議論すべき。（（株）TBSテレビ、同旨：（株）TBSラジオ&コミュニケーションズ）
- ・ 諸外国の状況も参考に、現行の電波利用料とオークション制度の切り分けをしっかりと議論することが重要。（ソフトバンクグループ、（株）ウィルコム）
- ・ 制度の創設により多額の金銭の支払いが必要となる以上、これに見合った財産権を認めるべきであり、電波利用料の支払いは不要とすべきという考え方と、その一方で電波利用料制度は、電波の共益費用との目的に鑑みれば、オークション払込金に関係なく負担するとの考え方もあり、本懇談会で整理すべき。（イー・アクセス（株））
- ・ 電波利用料制度に関しては、オークション制度との重複が十分考えられるため、オークション導入をする際には根本的見直しが必要。（イー・アクセス（株））
- ・ 無線局免許の管理費の及ぶ範囲をどう整理するか。（ソフトバンクグループ）
- ・ オークション帯域と非オークション帯域の公平性をどう担保するのか。（ソフトバンクグループ）
- ・ 「導入目的」、「払込金の法的性格」、「収入の用途」と合わせて検討が必要。現行の電波利用料の性格を踏まえながら、オークションを適用した無線局の電波利用料の負担をどうするかについて、慎重な検討が必要。（KDDI（株））
- ・ 電波の有効利用に対するインセンティブとペナルティを課すよう電波利用料制度を見直してはどうか。（在日米国商工会議所）
- ・ 電波利用料制度自体の見直しの可否（UQコミュニケーションズ（株））
- ・ 長期的視点からのオークションと電波利用料のそれぞれにおける収入見通しの比較（総収入額、収入額の安定性・確実性等）（UQコミュニケーションズ（株））
- ・ 電波利用料の総歳入に占める移動体通信事業者（PHS・BWA含む）の負担は平成22年度で83%を超える状況であることなどオークション制度の検討とは別に電波利用料制度の見直しは必要。（イー・アクセス（株））

意見

8. 免許制度との関係

①オークションと免許制度の関係の整理

- ・ 仮にオークションが導入されることとなった場合は、オークションの制度・在り方を踏まえて、現行の電波利用料制度を大幅に見直す必要がある。（スカパー J S A T（株））
- ・ 免許制度の在り方とオークションが連動すべきかどうか議論すべき。（（株）ウィルコム）
- ・ オークション制度の導入により、現行の免許制度とそれに基づく事業を阻害、混乱させないように事前整理が必要。（読賣テレビ放送（株））
- ・ オークション帯域の免許制度と非オークション帯域の免許制度の関係（個別局の免許申請の有無、帯域利用料の有無）。（ソフトバンクグループ）
- ・ 現行の比較審査制度では、開設計画の認定期間中、当該事業計画が排他的に実行できる仕組みとなっている。長期的な設備投資が伴い事業の継続性が求められる携帯電話事業にあっては、オークション制度で得られる権利と免許制度の関係の明確化が必要。（KDD I（株））
- ・ オークションで得られる権利・義務の内容と適用期間、また、それらと免許・再免許制度との関係を検討すべき。（UQコミュニケーションズ（株））
- ・ オークションによって免許人に付与される権利は、当該帯域の免許そのものであるか、それとも免許申請資格であるか明確にするべき。権利の法的位置づけを確定させた後に、オークションに際して価格を付ける対象である電波の内容を明らかにする必要がある。例えば無線局の種別、無線局の目的、電波の型式、周波数、空中線電力その他、電波の内容として確定すべき要素は何か、それらは確定可能か等について現行制度以上に明確化が必要。（イー・アクセス（株））
- ・ 電波利用権を財産権として構築するため、土地の登記制度に類する制度に整理し直すべき。（小森谷和信氏）

意見**②免許の有効期間（現行5年間）の見直し**

- ・ 電波利用権を、強力な権利として構築して市場原理を最大限活用するため、無期限のものとするべき。（小森谷和信氏）
- ・ 免許期間を見直し、柔軟性を高め、事業者が事業を継続できるようにすべき。（在日米国商工会議所）
- ・ オークションの免許期間は諸外国では10～20年の実績があり、これは、設備償却期間等を勘案した結果と考える。我が国でも免許期間の延長は必須。オークション帯域と非オークション帯域の制度上の公平性をどう担保するかを検討することが重要。（ソフトバンクグループ）
- ・ オークションで得られる事業計画の認定期間と免許の有効期間は必ずしも一致させる必要はないと考えるが、免許手続きの簡素化を行う等の措置が必要。（KDDI（株））
- ・ 落札額の検討には、何年で回収が可能かの考慮が不可欠であり、免許の有効期間と再免許の確実性が確保されることが重要であるため、有効期間を長期化するか、再免許の確実性が確保される制度の検証が必要。その一方で、免許の有効期間を長期化することにより、周波数の柔軟な配置への支障とならない仕組み作りも合わせて、本懇談会で議論することも必要。（イー・アクセス（株））

9. その他**【①外国資本の位置づけ】**

- ・ オークション参加者は当然日本国籍を有するものに限る。（個人1）
- ・ 電波は、国民の精神を媒体する有限希少な財であることから、現行制度と同様の外国資本規制を維持するべき。（小森谷和信氏）
- ・ 外資規制の対象とする。（讀賣テレビ放送（株））
- ・ 外国企業が自由に投資できるよう望む。（在日米国商工会議所）
- ・ 現在日本はWTO義務として外国投資規制を課しておらず、また新たに規制を課すことは新規のネットワーク構築に必要な投資を阻むことにもなるため、いかなる新規制の採用も不要である。（米国政府）
- ・ 外資系企業が携帯電話事業に参入した実績があるため、外資系企業も認めるべき。（多田光宏氏、同旨：山田肇氏）
- ・ 電波法第五条第二～四項の規定との関連も含めて議論する必要。電波法第五条の理念としては、電波の利用に関しては日本国および日本国民の利益に資するものでなければならないという考えが基となっていることから、単純に経済的な観点から外国資本による無線局免許取得を認めると言うような議論となることはふさわしくないと考える。（個人3）
- ・ 外国資本の位置づけについては、現行制度上の問題が生じていないため、現行通りとすべきでとの考え方もあるが、導入目的に照らして本懇談会にて議論することを要望。（イー・アクセス（株））

意見

9. その他

【②その他】

- ・ オークション導入のメリット、デメリットを諸外国の動向を踏まえ、オープンに議論することを要望。（西日本電信電話（株）、同旨：東日本電信電話（株）、（株）NTTドコモ、イー・アクセス（株））
- ・ オークションの導入の可否については従前の制度との比較、海外の事例等を十分に参考にして検討すべき。（（株）ウィルコム）
- ・ 日本に特徴的な市場や産業、地理的環境等を踏まえた、今後の携帯電話産業の発展を目指すオークション制度の形態について論点として追加すべき。（KDDI（株））
- ・ オークションの導入にあたっては、電波は国民共有の財産であり、国民のために活用するものであるという基本的な合意の元で、その必要性、合理性を十分議論し、目的や効果に照らして検証し、その内容を国民に示した上で、方向性を検討していくことが必要。（（社）情報通信ネットワーク産業協会、同旨：イー・アクセス（株））
- ・ かなりのOECD諸国がオークションを導入している一方で、携帯電話の加入数が世界最大である中国においてはオークションが導入されていない。電波の監理の在り方はそれぞれの国情に合わせた議論が必要であり、日本の通信事情に応じた最適の制度の在り方。（UQコミュニケーションズ（株））
 - ← 中国は社会主義国で体制が異なるので、多くの資本主義国で導入されている周波数オークションに反対する根拠にはならない。（山田肇氏）
- ・ 各国が導入しているオークション方式のメリット・デメリットの分析を行い、単に各国がオークション制度を導入しているという横並びの理屈だけでオークション導入を推進するのではなく、海外においてオークションの導入により我が国以上に電波の有効利用が図られた事例を明確にし、オークション導入の必要性と効果を十分に検証すべき。（UQコミュニケーションズ（株））
- ・ 周波数オークションを実施することにより、過当競争が生じ、結果として電波の能率的な利用および国民の利益が害されることがあってはならない。（個人3）
- ・ 導入効果をシミュレーション等によって十分検証することを希望。（KDDI（株））
 - ← 周波数オークションを世界に先駆けてはじめて実施するのであればシミュレーションも有益であるが、すでに諸外国で多数実施されている現状では、シミュレーションは時間の無駄遣い。（山田肇氏）
- ・ 周波数オークションの導入は、免許人の事業計画、利用者への提供料金等に非常に大きな影響を与える恐れがあることから、周波数オークション導入の検討に際しては、免許人の意見を十分踏まえることが必要。（スカパーJSAT（株））

意見**9. その他**

- ・ 周波数オークションの導入を検討するとしても、限定的・試行的なものと捉えた上で検討を開始すべき。（（社）日本民間放送連盟、同旨：（株）ニッポン放送）
- ・ モバイルのデータトラフィックは増大しており、当社においても周波数幅の拡張による対応は喫緊の課題となっている。ICTの継続的な発展の観点では、オークション制度の整備状況に係らず、事業者の需要に応じてできる限り必要な周波数の早期割当を目指すべきである。なお、本懇談会においては、2010年12月14日の政策決定会合の方針のとおり、2015年以降に実用化見込みの第4世代携帯電話サービスを念頭に置き周波数オークション導入可否を検討すべきである。（イー・アクセス（株））
- ・ 日本政府が速やかにオークションの制度設計・法改正を進め、早期に導入し、オークションによる国庫収入の拡大を図るべき。（在日米国商工会議所）
- ・ 周波数オークションによって得られる国庫収入を東日本大震災の復興資金の一部に充てるため、周波数オークションの速やかな法律化を図り、今後予定されるすべての周波数配分に原則として適用すべき。第4世代携帯電話からなどと先延ばしするのは好ましくない。（山田肇氏）
- ・ オークションをいつから始めるべきか。（900MHzから開始すべき。）（多田光宏氏）
- ・ 700/900MHz帯についてもオークションを実施すべきである。（池田信夫氏）
- ・ 700/900MHz帯におけるブロック設定方法について提案（個人2）
- ・ 700/900MHz帯を含む地上波の周波数帯を商用利用者に割り当てる際には、オークションなどの公平で市場志向型の手法を採用する権限を規制当局者に付与するよう提言。（米国政府）
- ・ Cバンドの周波数でのオークションをする前に同帯域を使用する衛星サービスを保護するための透明かつ適切なルールを導入するための協議を要望。（SES WORLD SKIES）
- ・ 我が国で将来の導入が見込まれる3.4-3.6GHz帯、4.4-4.5GHz帯、4.8-5.0GHz帯を使った第4世代移動通信サービスと固定衛星サービスとの干渉条件や技術基準等については、本懇談会の検討項目に当たらない。（イー・アクセス（株））
- ・ ここ数年の電波割当では、初期に割り当てられた電波利用者による事業が継続しない等により、事業の継続疑義が生じ、電波資源の死蔵期間が生じている。また、電波利用は、数年で常に新しい技術が生まれるとともに、ニーズの多様化も発生している。そこで、電波資源の割当て、配分を行う行政機能と、これを利用する事業等の管理、許認可を行う行政機能を分離する制度設計を行うことが重要。（ルート（株））

意見**9. その他**

- ・ 諸外国におけるオークションにかかわる訴訟等の事例は、できるだけ詳しく調査し、制度設計に反映させることが重要。
(ソフトバンクグループ)
- ・ 制度導入後も定期的なメンテナンスをしていく必要がある。(株) ウィルコム)
- ・ 周波数オークションを検討する際には、弊社が考えるだけでも相当数の要検討事項がある。オークションを実施するとなった場合に混乱を招かないように、オークションの導入ありきの検討ではなく、検討事項を詳細に議論し、オークションの実施の可否を検証すべき。(イー・アクセス (株))
- ・ オークションはその周波数帯では一回性のものであるため、多くの歴史的な反省を活用できることを考慮し、出来る限り多くの国のオークションについて調査するべき。(イー・アクセス (株))
- ・ **米国**は長い期間をかけて制度を確立してきた、周波数オークションに関する先進的な国家である。提案募集における米国政府からの情報交換の申し出に感謝し、情報交換を実施するのが適切。**英独**両国も長い期間をかけて周波数オークション制度を成熟させてきた国家であり、両国政府に情報交換を依頼することは、我が国における制度設計に役立つ。総務省から両国政府に働きかけていただきたい。(山田肇氏)
- ・ 本意見書で提出された検証すべき具体的な各論点については、早期公表を希望。(イー・アクセス (株))
- ・ オークション制度の議論は、これまでの電波免許に抜本的な変更を加えるものと考えられるため、制度に関する予測性を確保するためにも、オークション制度の是非にかかわらず、十分な詳細検討がなされた報告書であることを期待。なお、検討の結果、オークション制度導入を行うこととする場合には、懇談会の報告書には、法律案要綱をまとめることを希望。
(イー・アクセス (株))
- ・ 周波数オークションにかける電波を発掘する業務に関わる予算はきちんと確保されるべき。また、国際競争力の強化に資するように、電波産業の研究開発を政府が支援することも適切。(山田肇氏)